

# 「令和4年度市民参加型指標種調査運営業務」仕様書

## I 一般事項

### 1 適用範囲

- (1) この仕様書は「令和4年度市民参加型指標種調査運営業務」(以下「本業務」という。)に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、契約書によるものとする。
- (3) 契約書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

### 2 用語の定義

この仕様書において「指示」、「協議」及び「承諾」とは次の定義による。

- (1) 「指示」とは、業務担当員が受託者に対して指導助言することをいう。
- (2) 「協議」とは、委託者と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、業務担当者と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。
- (3) 「承諾」とは、受託者が業務担当員を経由して委託者の承諾を得ることをいう。

### 3 受託者の業務

受託者は契約の履行に当たって、次の事項に留意のうえ、本業務を行わなければならない。

- (1) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (2) 本業務の処理に関し、得た秘密について他に漏らさないこと。
- (3) 定められた期間内に業務を完了するよう、進捗の管理に努めること。
- (4) 業務の実施に当たり、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を充分理解したうえで、業務を実施すること。

### 4 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の当該業務の細目については、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

### 5 業務日程表

受託者は契約締結後すみやかに業務日程表を作成し、委託者の承諾を得なければならぬ。

### 6 業務処理責任者

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務処理責任者は、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行う上で必要な能力と経験を有する者でなければならない。

## 7 提出書類

- (1) 受託者は、契約後、所定の様式により関係書類を委託者に遅延なく提出しなければならない。
- (2) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。

## 8 打合せ

- (1) 打合せはその結果を記録し、相互に確認するものとする。
- (2) 本業務の実施に当たって、業務処理責任者と業務担当員は充分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認するものとする。

## 9 完了

受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了届及びその成果品を委託者に提出しなければならない。

## 10 個人情報の保護

受託者は、本業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

## 11 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、第三者委託をすることはできない。ただし、印刷物及び記念品について、受託者が自社で作成できない場合は、受託者の責任により再委託を認める。再委託する場合は、履行確保の観点から、再委託先及びその業務を把握する必要があるため、受託者は委託者に申出書を提出すること。
- (2) 本業務に係る著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は札幌市に帰属する。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）等の関係法令を遵守すること。
- (4) 本業務の履行においては、委託者である札幌市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (5) 本業務の履行において、物品の使用及び印刷を行う際は、札幌市グリーン購入ガイドラインの基準に適合したものを調達・使用すること。
- (6) この業務に関して生じる問題点は、委託者と受託者双方が協議し、処理すること。

## II 業務委託内容

### 1 業務名

令和4年度市民参加型指標種調査運営業務

### 2 業務の趣旨

札幌市では、平成25年3月に策定した、本市の生物多様性保全の基本指針である

「生物多様性さっぽろビジョン」に基づき、様々な生物多様性の保全事業を行っている。

その一環として、平成 28 年 3 月、札幌市で見られる生態系を代表し、その環境の指標となる動植物を「札幌市の指標種」として 36 種を選定し、札幌市域の自然環境の変化を把握するため、当該指標種の調査を継続的に行うこととしている。

本業務は、札幌市域の野生生物の生息・生育状況を把握するとともに、市民の生物多様性に対する関心と理解を深めることを目的として、市民が春から秋に観察しやすく、見分けることが可能な「札幌市の指標種」を含む動植物 30 種程度を選定し、市民参加型で調査を行うものである。

#### 【札幌市の指標種】

札幌市版レッドリスト 2016 ガイドブックの 20~21 ページ

<http://www.city.sapporo.jp/kankyo/biodiversity/redlist.html>

### 3 業務内容

#### (1) 市民参加型指標種調査の運営

##### ア 調査対象種の選定

札幌市域の野生生物の生息・生育状況を把握するとともに、市民の生物多様性に対する関心と理解を深めることを目的として、市民が春から秋に観察しやすく、見分けることが可能な「札幌市の指標種」を含む鳥類、植物、両生類、昆虫類等 30 種程度を選定する。

##### イ 調査実施要領の作成

参加申し込み者用の資料として、調査対象種一覧や報告の仕方、調査実施期間等の情報を掲載した「調査実施要領」を作成する。記載内容の詳細については、委託者と協議の上決定する。

- ・部数：9,000 部
- ・規格：A5 判・4 ページ（A4 二つ折り）
- ・紙質：再生コート紙又はコート紙 110kg
- ・刷色：両面 4 色カラー
- ・印刷：オフセット印刷（植物油インキ使用）
- ・校正：3 回以上（色校正 1 回含む、内校正は必ず行うこと）
- ・納期：令和 4 年 5 月上旬

##### ウ さっぽろ生き物ミニ図鑑の印刷

委託者が提供するデータを使用し、「さっぽろ生き物ミニ図鑑」を印刷する。

- ・部数：6,000 部
- ・規格：A5 判・52 ページ、無線綴じ
- ・紙質：再生マットコート紙又はマットコート紙 135kg マット pp 貼り（表紙、裏表紙）  
再生マットコート紙 90kg（本文）
- ・刷色：両面 4 色カラー
- ・印刷：オフセット印刷（植物油インキ使用）

- ・納期：令和4年5月上旬

## エ 事業の周知

事業を広く周知するためのポスター・チラシを作成する。ポスター及びチラシの掲載内容については、委託者と協議の上決定することとする。

### (ア) 周知用ポスターの作成

- ・部数：550部
- ・規格：A2判
- ・紙質：再生コート紙又はコート紙90kg
- ・刷色：片面4色カラー
- ・印刷：オフセット印刷（植物油インキ使用）
- ・校正：3回以上（色校正1回含む、内校正は必ず行うこと）
- ・納期：令和4年5月上旬

### (イ) 周知用チラシの作成

- ・部数：104,000部
- ・規格：A4判
- ・紙質：再生マットコート紙又はマットコート紙90kg
- ・刷色：両面4色カラー
- ・印刷：オフセット印刷（植物油インキ使用）
- ・校正：3回以上（色校正1回含む、内校正は必ず行うこと）
- ・納期：令和4年5月上旬

### (ウ) ポスター・チラシの仕分け・梱包・発送

ポスター・チラシについては、委託者が作成したリストに基づいて仕分けし、委託者指定の上紙とともに梱包し、委託者が支給する宛名ラベルを貼付し、委託者が指定する日時に発送する。なお、梱包数は市内の小中学校、児童会館、さっぽろ生き物さがし過年度参加者の約2,800個とする。

市立小学校へ配布するチラシについては、各学級の児童数毎に計数し、付箋等により目印をつけること。なお、令和3年度の市立小学校の学級数合計は3,311学級で、児童数の合計は89,250名である。

## オ 参加申込・調査結果の受付及び参加者との連絡調整等

参加申込及び参加者から提出された調査結果について、ウェブ、メール、FAX等で受け付ける。受付方法の詳細については、委託者と協議の上決定する。

また、調査実施要領及びさっぽろ生き物ミニ図鑑の発送、問い合わせ対応、参加者との連絡調整等を行う。

- ・調査期間：令和4年5月～9月（予定）
- ・調査結果提出締切：令和4年10月（予定）

なお、参加者からの報告を促すことを目的として以下事項を実施する。

(ア) 月1回程度、Webによる参加者からの結果報告の件数等の状況や調査対象の生き物が生息する場所等について、メールで情報提供する。

(イ) 学校、児童会館等、主に団体で申込のあった参加者のうち、希望する団体等を対象として、対象の生き物の特徴や生息する場所、報告の方法などについて

30 分程度で解説するオンライン説明会を調査期間中に3回程度実施すること。

オンライン説明会の案内は、対象となる団体等からの申込みがあった段階で個別に行い実施希望の有無を確認すること。

オンライン説明会を実施した場合は実施対象、実施日時、参加者数、実施内容等を記載した報告書を提出すること。

なお、オンライン説明会の具体的な内容については、あらかじめ委託者と協議すること。

## (2) 参加者への記念品の作成

参加者（申し込みがあった者のうち、調査結果を報告した者）に配布するオリジナルの記念品を作成する。作成数量は令和3年度の参加者数実績から3,000個程度とする。また、報告データ数及び報告種類数等の上位、合計10者に贈呈するオリジナルの記念品を作成する。記念品の詳細については、委託者と協議の上決定する。

## (3) 写真コンテストの実施

参加者から提出された写真を整理したうえで10点選考し、ウェブサイト等で写真コンテストを実施する。写真コンテストの周知及び実施方法の詳細については、委託者と協議の上決定する。

## (4) 調査結果のとりまとめ

### ア 調査結果の整理・解析

参加者から提出された調査結果を精査・整理・解析し、調査対象種の生息・生育状況をマッピングしたG I Sによるマップを作成する。

### イ 調査結果周知用リーフレットの作成

調査結果及び作成したマップを広く市民に周知するためリーフレットを作成する。

- ・部数：9,000部
- ・規格：A4判・4ページ（A3二つ折り）
- ・紙質：再生マットコート紙又はマットコート紙110kg
- ・刷色：両面4色カラー
- ・印刷：オフセット印刷（植物油インキ使用）
- ・校正：3回以上（色校正1回含む、内校正は必ず行うこと）
- ・納期：令和5年1月下旬

### ウ 調査結果周知用ポスターのデザイン作成

調査の概要及び結果を広く市民に周知するため展示用ポスターデザインを作成する。

- ・枚数：4色カラー4枚（調査概要2枚・調査結果2枚）
- ・規格：A4判
- ・校正：3回以上（色校正1回含む、内校正は必ず行うこと）
- ・納期：令和4年12月上旬

### エ 調査結果周知リーフレット・記念品の発送

(3)イでリーフレット及び(2)で作成した記念品を対象者へ送付する。

送付対象は、リーフレットは申込者全員、記念品は参加者全員、上位者贈呈記

念品は該当チームとする。なお、令和3年度の申込者数は約5,700名、申込チーム数は約1,280チーム、参加者数は約2,200名である。

なお、令和4年度については令和3年度から参加者数の増加を見込んでおり、申込者数9,000名、申込チーム数1,800チーム、参加者数3,000名を想定している。

#### (4) 業務報告書の作成

事業内容及び業務結果をまとめるとともに、本事業の継続実施を前提とした成果の検証を行い、業務報告書を作成し、提出すること。

参加者アンケートをメール等で実施して参加者からの意見・要望等を確認すること。

なお、アンケートフォームの作成は委託者が行い、アンケートフォームにより自動集計されたデータを受託者に提供する。

### 4 委託期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月17日（金）までとする。

### 5 委託成果品

(1) 業務報告書（A4判） 2部

(2) (1)及び制作物の電子データ（CD-R又はDVD-R） 1枚

※ GISデータ（shapeファイル等）も納品すること。

### 6 業務担当者

環境局環境都市推進部環境共生担当課 大熊、寺島 TEL 011-211-2879

## 別記 個人情報取扱注意事項

### (個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### (再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により承諾した場合は、この限りではない。

### (複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

### (目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### (資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。

ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

### (事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

### (契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。